

児童に対する性的搾取 調査の改善と被害者保護

(本論は「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」【1996年8月27～31日 於ストックホルム】
に提出された報告書の仮訳である)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

ガイドラインへの序文

この文書は、児童ポルノ、児童売春事件の捜査、これらの犯罪の幼い被害者へのサービスにあたっている連邦、州、地方機関の間の全国的協力関係の基本的ガイドラインとしてまとめられたものである。

ガイドライン作成に当たって、われわれは児童の性的虐待とその被害者にかかわる仕事をしている刑法機関の多くは豊かな経験を積んでいることを認めるものである。こうした機関のなかには、すでに児童保護機関や児童の人権センターへの照会をふくめ調査プロセスについて詳細なプロトコルを持っているところもある。地域社会でも多くの専門分野にわたるチームを作り、情報交換や捜査プロセスの合理化によって幼い被害への影響を最小限にとどめようとしているところが少なくない。児童の性的搾取においてはこうした経験や専門知識をすべて活用すべきだとわれわれは考える。

しかし、児童の性的搾取は既存の性的虐待プロトコルでは予期しない独自の問題を提起する。これらの事例では、連邦と州のいずれの司法権にも複雑な要素が加わりやすく、（とりわけ児童売春の場合には）被害者もきわめて扱いにくいグループであることが多い。さらに、児童ポルノや児童ば刑法裁判所であつかう事例の中ではきわめてまれである。同時に、この二つの広い範囲に入れられる事件は多いが、二つの事件が同じ、調査、訴追、被害者保護ですむなどということはまったくない。その結果、児童に対する性的搾取が明らかになった時、責任をもつべき専門職でも重大な時点で決定を下す際のガイドとなるべき経験をほとんど持っていないこともある。

このガイドラインは公共および民間の被害者援助の従事者もふくむ、連邦、州、地方の刑事裁判関係者など広範な対象のために書かれた。ここでは児童の性的搾取のあらゆるケースに適用する問題に焦点をあてている。すなわち役割を明確にすること、関連機関への通告、被害者の照会などである。被害者からの聞き取り、調査の技術、証拠の問題、情報収集といった特定の専門的実践についての忠告は、このガイドラインにはふくまない。しかし、この文書の最後の章にこうした点に詳しいトレーニングと技術的援助に関する資料リストを掲載した。

法律や政治構造、地方的慣行、資金源がそれぞれ大きく異なっているため、全国一律で実施できるプロトコルを開発は不可能だろう。この文書はむしろ、子どもと青少年を性的搾取から守ることに関心をもつ全国の刑事裁判担当者にとっての「ブループリント」として作成された。これをそれぞれの司法の場で適用する場合は、以下の点を考慮されたい。

* 州法の中で、児童の性的搾取の定義、児童保護の報告義務、被害者に代わって行動できる範囲と権限がどう扱われているか。

* 関与する必要がある政治的司法権と機関の数と構成

* 特別の資金、専門知識、トレーニングをどれだけ利用できるか。

* 多くの専門分野にわたる情報交換、相互照会がそれぞれの司法機関でその程度存在しているか。

たとえば、一機関がすでにある児童の性的虐待捜査のプロトコルにこのガイドラインを部分的に「接ぎ木」することができる場合もある。しかし、その他のところでは、幼児の性的虐待と搾取のケースとじゅうぶんに対応できるための新しいプロトコルを諸機関でつくる必要がある場合もある。専門的知識を積み重ねているところと、児童の性的搾取への対応を「早急に迫られている」ところとにかかわりなく、この文書は捜査、訴追、被害者サービスに司法権の枠をこえ、多岐の専門分野にわたって取り組むための何らかのガイドラインとなるはずである。

このガイドランは以下の7部から成る。

* 第一部 児童の性的搾取事件におけるガイドランの必要性の基礎にある見解と全体的方針

* 第二部 児童の性的搾取を構成する犯罪の定義と、被害者とされる児童について適切な保護当局に報告する仕事を誰にやらせるかについての連邦法と州法の要約

* 第三部 事件の捜査、訴追にかかわる可能性のあるさまざまな連邦、州、地方機関の役割と責任、人材。ならびに被害者支援とサポートの提供元。

* 第四部 児童の性的搾取事件に司法権限の枠をこえ、多方面から取り組むための組織化の三モデル。

* 第五部 司法の権限を超えた児童の性的搾取事件において裁判所作と被害者支援機関間のコミュニケーションと調整に関するガイドライン

* 第六部 司法権限の枠を超えた捜査における重要な決断点と被害者サービスの出発点を示す四つの例

* 第七部 児童の性的搾取に関するトレーニングおよび技術的支援および「照会先のリスト

1. 見解と全体的方針

児童および青少年の性的搾取がからむ事件の捜査と訴追は、犯罪司法機関にとって複雑な問題をもたらさう。第一に、こうした事件では調整のとれたプロアクティブな捜査が

必要になることが多い。第二に、被害者も犯罪者というときもある。第三に、司法権の境界を超えて、連邦、州、地方当局を政治的にまきこむことがしばしば起こる。

性的搾取についてはさまざまな定義が行われてきたが、このガイドラインの目的に沿って言えば、18歳以下の未成年者を年長者が以下の三つの方法のいずれかあるいはすべてを使って性的目的のために利用することを意味する。(1)

- * 児童ポルノ
- * 児童売春
- * コンピュータ勧誘

本ガイドラインを受け入れる機関は、以下の基本三原則を共有する

「犯罪法司法機関は司法権の制約を乗り越えなければならない」

部門や地理的、政治的境界を超え財源面でも力を合わせることによって、児童や青少年を餌食にするおとなの正体を明かにし、逮捕して有罪と宣告するという共通の目的に向かうことができる。この目的達成のためには、法律上の司法権は二次的に扱われるべきである。

「犯罪司法機関と被害者保護団体は、性的搾取を児童や青少年が必要としているものを認識し、気を配らなくてはならない」

こうした被害者は心身ともに傷つき、捜査に協力できなくなるような短期や長期的結果にさらされているのである。

「捜査が効果をあげるためには、容疑者と弱い立場にある児童や青少年を積極的にみわける必要がある」

犯罪司法や被害者サービスに関わる専門家は、子供が性的虐待を受ける可能性のある状況に気づき、綿密にモニターすべきである。

(1) 法定上のレイプや強制的レイプもほとんどの児童の性的搾取の定義に含まれているが、このガイドラインの範囲には入っていない。

1. 1 司法権の境界をのりこえる

児童の性的搾取事件は連邦法にも州法にも違反することがあり、関連の司法機関も州、地方、連邦のさまざまな当局にわたる。

連邦機関

州および地方機関

米司法省犯罪局

検事総長

1. 2 被害者サービスの必要性

性的搾取は重大な結果をもたらしかねない。性的虐待を受けた児童は、自尊心喪失から深刻な精神的問題までふくむ感情にいたる情緒面での影響をうけることが考えられる。もっと別の形の性的搾取にさらされた児童や青少年はしばしば、また別の情緒的問題を負わされる。

搾取される子供の多くは、あからさまにこうした活動を強いられるよりもむしろあやつられて被害にあう。その結果、彼らはそうした性行動も自分の責任だと思ったり少なくとも共謀者だと感じる。幼いポルノの被害者は、印刷物や映画やコンピュータのメモリの中の自分自身のイメージに手も足も出せないのである。こうしたイメージがいつか表面に現れて彼らの人生につきまとう可能性はじゅうぶんある。

売春をやっている児童や未成年者は、街頭で自立したほうが得だと思って虐待される家庭から逃げ出した子供が多い。退屈で制限ばかり多い家庭よりも街頭のほうが面白いと、自覚的に選んだ子供も中にはいる。正式の教育も受けていないとか職につける技能もないため、どんな手段でもできることをやって生き延びているのだが、その手段の多くは非合法的なものである。食事や寝る場所を手に入れるために、盗みや麻薬売買にはしり、自分のからだを売る。その結果、彼らは被害者ではなく犯罪者として犯罪司法体制のなかに入ってくる。しかし、これらの未成年者はそれ以外に、幼児期の家庭での問題や虐待の被害、せっぱつまった街頭での暮らし、長期間にわたって多くのおとな達から搾取されてきたことからくる複合したトラウマ（精神的外傷）という重荷を負っているのである。さらにエイズウィルスの感染その他の重大な健康問題を抱えているリスクも高い。

要するに、性的搾取は短期的にも長期的にも、若い被害者に非常に多くの深刻な影響を与えるのである。こうした児童や未成年者に医療や精神的、法的サポートを提供する」機関は、公共と民間をふくめてさまざまある。

- * 児童保護機関
- * 被害者援助機関
- * 精神医療センター
- * 医療機関
- * 家出人のシェルター
- * 立ち寄りセンター
- * アウトリーチ・プロジェクト

* 自立ないし一時的な生活プログラム

* 青少年サービス計画

性的搾取を受けた児童、未成年者のためのこれらの援助機関がどこにあるか、犯罪司法機関として探し出すことが肝要である。サービスが行き届いていないこうした被害者の必要に応えることは、重要な利益をもたらす。すなわち、被害者が心身ともに回復できる。犯罪者の逮捕、有罪確定において司法体制を助ける能力を増すことができる。さらに、悪循環を断ち、被害者が生活を立て直す機会を与えることができる、などである。幼い被害はとその家族のサポートは、被害者の身元が明らかになった時点で開始し、必要なかぎり継続すべきである。

2. 法的枠組み(3)

米議会およびほとんどの州の立法機関は、売春やポルノによるおとなの性的搾取から児童・未成年者を守るための法律を刑法に定めている。状況によっては、その他の児童の性的虐待、法定上のレイプを禁じる法律を使って、児童・未成年者を性的に搾取したおとなを訴追することができる。これ以外に、児童の性的虐待と搾取を警察や児童保護期間に届け出る義務に関する一連の法律がある。義務を負うのは教師、医療機関の専門職その他、被害者を見分けられる立場にある者である。さらに、州議会の多くと米議会は、児童の性的虐待の報告を捜査するために多様な分野にわたるチームの活用をうながす法律を制定している。この第2部では全国的な視点から、関連する連邦法を検討するとともに各州法に見られるパターンと傾向をまとめている。

2. 1 児童ポルノ

連邦法は、児童ポルノの制作、販売、受け取り、所有を禁じている。連邦法の児童ポルノ禁止法に違反する陰謀や企ても、連邦犯罪として罰せられる。ほとんどの州にも児童ポルノの制作・販売禁止法がある。児童ポルノの所有に規定をもうけているところも多い。児童ポルノに適用される法律は広い範囲の行為を禁止しており、ポルノ作品に関連する行為（たとえば、制作、売買、宣伝、所有など）から、児童・未成年者をまきこむ行為（たとえば、斡旋、勧誘、児童売買、ポルノ制作を目的とした強要など）までふくまれる。(4) 忘れてならない点は、児童ポルノ禁止法が思春期の子どもをまき込む事件と同じく、年長の青少年にかかわるある事件にも関連するという点である。

州法の多くと連邦法の間には異なる点があるが、広くいって規制の対象となる行為（お

よび企て)として五項目があげられる。

- 「制作」：明白な性的行為を描写したものを制作する目的で、未成年者をそうした行為に従事させるため、ないし他の人間に従事することを助けるため、雇用ないし利用すること。
- 「売買」：性的に自明な行為を行っている未成年者を描写したものと知りながら、それらの輸入、流通、販売、貸付、贈与、交換、受け取り、輸送を行うこと。
- 「広告」：未成年者の性的行為を描写した物品を求めたり提供したりする広告ないし通告、ないし性的行為に従事する未成年者の求人やあっせんを広告、通告すること。
- 「所有」：明白な性行為を行っている未成年者を描写したものと知りながら、物品を所有すること。
- 「斡旋」：明白な性行為を行っている未成年者を描写した物品も制作する目的で、そうした行為を行わせる、あるいは他人のやる行為を助けるために未成年者を斡旋、売買、強制、説得、誘導、勧誘、輸送、誘拐すること。

大半の州や連邦政府の児童ポルノ禁止法では、わいせつ行為は犯罪要素とされていない。しかし、禁止される児童ポルノの性行為については、すべての法律で定義されている。その定義によれば、児童ポルノとは

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321